

議長／おはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

議員から提出されました請願第 1 号及び請願第 2 号を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

日程第 1．第 42 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第 42 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

議長／

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

議長／討論をとどめます。

これより第 42 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

議長／御異議なしと認めます。

よって、第 42 号議案は原案のとおり承認されました。

日程第 2．第 43 号議案 武雄市武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 43 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 3. 第 44 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第 44 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 4. 第 45 号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 45 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 5. 第 46 号議案 武雄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 46 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 6 . 第 47 号議案 令和 7 年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
を議題といたします。

第 47 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 7 . 第 48 号議案 武雄競輪場特別観覧席等解体工事請負契約の締結についてを議題と
いたします。

第 48 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 8 . 第 49 号議案 袴野地区地すべり対策工事（その 1）請負契約の一部変更について
及び日程第 9 . 第 50 号議案 袴野地区地すべり対策工事（その 2）請負契約の一部変更につ
いての 2 議案を一括議題といたします。

第 49 号議案及び第 50 号議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／質疑通告していませんけれど、地滑りによって一部減額という、その中身につい
て御説明をお願いいたします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／おはようございます。

御質問の対策工事案でございますが、これにつきましては、工業団地と周辺であります、地
すべり対策工事でございますが、内容につきましては、出されておりました工事の進捗とい
たしまして、その 1 工事で約 80%、その 2 工事で約 75%の工事進捗がなされております。

それに合わせたところでの契約の変更をさせていただいているところでございます。

議長／20 番 江原議員

江原議員／その範囲ですので、今、完成している状態、いわゆるブルーシート、今回、地滑り、6月24日の地滑りの右側がコンクリート等で打設工事等を含めてボルトで締めたりして工事されていますよね。

それが、その1ですかね。

その2が、もっと下のほうですかね。

含めて、その減額になる、なぜそれが減額になるのか、どういう工事が減額というふうに仕分けされたのか。

その中身について、もう少し説明をお願いします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／今回の2工事につきましては、これまでの分の出来高での契約変更額であります。

これにつきましては、先日、一般質問等でも御答弁いたしました、4月及び6月に起きた周辺の崩壊がありましたので、この工事に影響がございますので、一旦ここで精算させていただくという形を取っていただいているところでございます。

議長／20 番 江原議員

江原議員／その1、その2、その3が4月24日の地滑りですかね。

その1、その2、その3。

その1が、請負工事が山崎建設ですかね、共同企業体元が。

その2が、その意味では、この減額になる部分、いわゆる20%と25%、どういう形で計算されているのか、現場でどうなるか全然分かりません。

素人ですから、当然。

なぜ減額でできるのか。

同時に減額しても、じゃあ、さらにこれが、もともと契約された金額を工事しないと終わらないわけでしょう。

ということは、結局、またそれを再構築するのか、それとも今度、約5600万円、出されている、さらなる調査と絡んでいくのか、そのことを踏まえて御説明ください。

議長／庭木副市長

庭木副市長／おはようございます。

先ほど部長が申したとおり、その１、その２工事が８０％と７５％まで進んでおりました。

その段階で崩壊が起きまして、その崩壊に伴う今後の工事と調査等に時間を要するがために、今終わっている以降の分については、一旦工事をストップすると。

それが減額用途となっております。

この調査等、報告が終われば、残りの２０％と２５％については、また後に発注するという計画でございます。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

第４９号議案及び第５０号議案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第１０、第５１号議案 財産の取得についてを議題といたします。

第５１号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

１０番 吉原議員

吉原議員／私もちょっと、質疑通告のほうをいたしておりませんでしたけれども、この山内中央公園テニスコートＬＥＤ照明賃貸借ということで、照明設備の充実というのが図れるというふうに思っております。

利用者の方にも大変よろしいことではないかと思うわけですが。

この契約相手ですね、これを市内の業者にという考えはなされなかったのか、そこら辺の相手方を決めるところの部分をお尋ねいたします。

議長／藤井企画部理事

藤井企画部理事／おはようございます。

山内中央公園テニスコートＬＥＤ照明賃貸借についてでございますが、落札されたのが福岡の事業者でございまして、６月２４日に仮契約を締結をしているところでございます。

今回、入札に当たりましては、市外事業者 2 社、それから、市内事業者 1 社が参加をされておりまして、最終的に、市内事業者の方につきましては辞退されまして、市外事業者が落札をされているという状況でございます。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 11. 第 52 号議案 財産の取得について及び日程第 12. 第 53 号議案 財産の取得についての 2 議案を一括議題といたします。

第 52 号議案及び第 53 号議案に対する一括質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

第 52 号議案及び第 53 号議案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 13. 第 54 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。

第 54 号議案に対する質疑を開始します。

質疑通告がっておりますので、それを先に許可をいたします。

13 番 石橋議員

石橋議員／10 款 3 項 3 目の 12 節の件でございますが、今回の予算措置では、中学校のみ要求がありますが、予算説明では、子供たちの猛暑による熱中症リスクの回避と、避難所としての環境整備を行うということでございますが、避難所としての環境整備を考えると、体育館の空調は、学校事業の中で、熱中症対策だけではなく、災害時の避難所環境改善という面でも重要であります。

令和 9 年度で市内中学校 5 校に大型スポットエアコンの設置を行う予定ですが、なぜ先行して中学校 5 校を検討されたのか。

また、今回の 5 校の整備後、小学校体育館への設置はどのように整備するのか、検討されたのかをお伺いをいたします。

議長／江上こども教育部長

江上こども教育部長／おはようございます。

この委託料の補正予算、計上に至るに当たりましては、所管することも教育部といたしましては、学校整備の観点でまず検討してまいりました。

授業や部活動での安全・安心な教育環境を第一に考えまして、武雄市立の小中学校の屋内運動場へ、順次、空調設備を設置していくべきとの考えに至っております。

そうした検討の過程で、児童生徒の数、体育館の利用頻度、特に部活動を中心とした体育館での活動状況、地域間の均衡といった様々な要素、社会、必要性の度合いなどを考慮しまして、総合的に判断をした結果、武雄市立の全ての中学校を同時に先行して導入することといたしました。

お尋ねの小学校屋内運動場への空調設備の設置につきましては、令和10年度以降、これも地域間の均衡や利用状況等を考慮し、逐次設置したいとは考えてはおりますが、多額の経費が一時的に集中するという懸念がございますので、財政サイドと協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

議長／13番 石橋議員

石橋議員／ありがとうございます。

ただども、避難所として、武雄市1次避難所としては、各町は、公民館でほとんど補っているということですが、西川登は、公民館もちょっとレッドゾーン入っているということで、小学校の体育館ということになっております。

1次避難所として、やっぱりどうしても真夏の体育館の中でありますので、暑いのは当然ですけれども、前回、令和3年の水害のときにも、本当に扇風機つけたりしていただきましたけれども、たまったもんじゃなかというぐらいの暑さでもありました。

それで、電源も足らないということもございまして、発電機を持ってきたり、個人の発電機をお借りしたりしてですね、対処させていただきましたけれども。

今後、避難所としての計画があるかどうか、お尋ねをいたします。

議長／山北総務部理事

山北総務部理事／おはようございます。

夏季の災害時における指定避難所の空調設備の必要性は十分認識しております。

小中学校については指定避難所としておりまして、現在はスポットクーラーの活用、あと、西川登小学校におきましては、ファン付作業服の活用など暑さ対策を講じているところでございます。

学校が夏季休業期間中であれば、冷暖房を完備している教室等の活用もするようにしております。

現段階では、防災上として、小学校体育館の空調設備の整備計画はないところでございます。

議長／12 番 池田議員

池田議員／第 54 号議案の予算書、16 ページ、歳出の部分ですね。

2 款 2 項 1 節 12 節委託料の 5675 万円、袴野地区法面調査等業務委託料について、何点か質問をさせていただきます。

これまで崩壊があつて、数回、この工事もされてきたと思いますけれども、こののり面崩壊においては、のりを切るわけだから、当然、写真等で確認させていただいたときにおおむねの面積の部分で、のり枠工法が取られているわけですね。

しかし、最近の調査というか、あるいは地質によっては、そののり枠工法が好ましくない地層もあると。

また、アンカーも打たれていますよね。

その崩壊した部分を安全に、今後、保つというか、工事をするためには、今回、想定外だったのがその調査地以外のところの崩壊があったのか、その説明があつておりましたけれども、全体的な地層も含めた調査が必要だと思うんですね。

これ、またということが起きないための徹底した調査をされると思いますけれども、今後、その後ですね、その調査結果等について、公表をされ、どういう工法で行くのかというのは、事前にお示しをされるのか、その点についてお尋ねをいたします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／今回の袴野地区地すべり対策工事エリア内で発生しました、4 月、6 月の崩壊場所につきましては、離れていながらも、続けての事案であるということを受けまして、発生後からこれまで現場の被害拡大を防いだ上で、現状把握を取ってきたところでございます。

これまでの工法につきましては、これまで地質調査、設計、施工、そして、業者選定、それぞれのプロセスにおきまして国の技術指針など準拠して適正に行っており、実際の工法の選定について不備があったというふうには考えておりません。

今後でございますが、この今回の調査でございますが、議員のほうから質問がありましたように、この地滑りの部分と、その周辺を含めた部分におきましての調査どおりに、また、レーザー測量、地下水等の調査等を行いまして、その工法につきましては、調査、測量後に解析を行い、工法を検討し、再度お示しをしたいと考えています。

議長／ほかに質疑ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／同じ関連ですけど、この予算で、今までのその１、その２の工事等も含めて調査をすると、先ほど言われたかと、副市長の答弁は。

それと併せて、左の北側のほうがさらに大きく減ったわけです。

これはその１、その２のときに調査の範囲に入っていたんですか。

これが一番。

今度、この補正予算で、法面調査等業務委託料、等ですね。

もう、どれだけの調査をされる、面積はどれくらいあるんですか。

山全体を含めて、さらにまた今、池田議員も言われたように、さらにまた滑ったということになったら、もう今、その１、その２で９億円です、工事が。

それと比較したら、今回、６月に滑ったところは、同等の面積のように、はたで見たときは思います。

もう、私、あれ工事したら１０億円かと、率直に感じます。

１０億円の工事だったら、７割、国が負担したとしても、市が３億円、交付税で返ってきたとしても、先ほど、本当に、この工事に対する受け止めがもう本当に、その１、その２を調査した会社の責任とは言いませんけれども、本当に、もし同じ委託業者でいいのかどうか含めて、本当に危惧しますので、今、２点言いました。

そしてまた、最後、その３、どういう形で入札業者を選定されるのか、お示してください。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／お諮りして、またお知らせをさせていただきたいと思います。

今回、責任問題ということをおっしゃっておりますが、先ほども申し上げましたとおり、この調査につきましては、国の技術指針などに準拠して適正な設計、調査を行っております。

簡単に言うと、そこでは想定できなかった部分というふうに我々は捉えているところでございます。

入札の方法につきましては、指名競争入札を行っております。

議長／20 番 江原議員

江原議員／もう 1 点、先ほど池田議員の質疑で、不備があったとは思っていないと申されました。

でも、現実には、その 1、その 2 の施工をしているときの、その範囲外が滑ったわけですね。これ、不備じゃないんですか。

もう絶対、滑らないという調査をしてあったんですか。

完全に、だから、その工事外のところが滑っているわけですから、不備と言われても仕方がないんじゃないかなと思うんですが、その点いかがですか。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／今回の 2 つの、いわゆる地滑りにつきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、我々としては、この調査後につきましては、指針などにのっとり適正に行っているところでございますので、今回の部分につきましては、我々としては想定外というふうに捉えております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 14. 第 55 号議案 令和 8 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 55 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 15. 第 56 号議案 令和 8 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 56 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 16. 第 57 号議案 令和 8 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 57 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 17. 第 58 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第 25. 第 66 号議案 令和 7 年度武雄市下水道事業会計決算認定についての以上 9 議案を一括議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

田中会計管理者

田中会計管理者／おはようございます。

会計管理者の田中です。

それでは、第 58 号議案から第 66 号議案までの令和 7 年度武雄市一般会計、特別会計、企業会計の決算認定について御説明いたします。

第 58 号議案の一般会計と、第 59 号議案から第 64 号議案までの特別会計につきましては 1 冊の決算書となっております。

歳入歳出決算書の 4 ページ、5 ページを御覧ください。

総括表、一番下の各会計の合計では、予算現額 818 億 9218 万 5000 円に対し、収入済額 778 億 7648 万 6315 円、支出済額 752 億 6750 万 5159 円で、歳入歳出差引額は 26 億 898 万 1156 円となっております。

5 ページの一番右側の欄に記載しております、各会計の歳入歳出差引額は、プラスまたはゼロとなっております。

10 ページから 65 ページに第 58 号議案から第 64 号議案までの決算書を、70 ページから 343 ページに事項別明細書を掲載しております。

348 ページ、349 ページに実質収支に関する調書を掲載しております。

実質収支の状況はプラスまたはゼロとなっております。

354 ページ以降に財産に関する調書及び基金運用状況報告書を掲載しております。

なお、主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書は別冊となっております。

企業会計につきましては、第 65 号議案で工業用水道事業会計を、第 66 号議案で下水道事業会計の決算認定となります。

いずれも 7 ページに収益的収入、および支出に関するもの、8 ページに、資本的収入及び支出に関する決算報告書を掲載しております。

9 ページ以降に財務諸表をそれぞれ掲載しております。

以上で、第 58 号議案から第 66 号議案までの、令和 7 年度一般会計、特別会計、企業会計の決算認定についての説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／これより質疑を開始します。

質疑は区分して行います。

まず、第 58 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計決算認定について質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

次に、第 59 号議案から第 66 号議案までの以上 8 議案に対する一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 58 号議案から第 66 号議案までの以上 9 議案は議長及び監査委員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託をしたいと思います。これに御異議ござ

いませんか。

> 「異議なし」の声

議長／御異議なしと認めます。

よって、第 58 号議案から第 66 号議案までの以上 9 議案は、決算審査特別委員会を設置し、付託することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長については、武雄市議会申し合わせ事項により、委員長に松尾副議長、副委員長に杉原議会運営委員長にお願いしたいと思います。

日程第 26. 報告第 12 号 令和 7 年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第 12 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 27. 報告第 13 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 13 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 28. 請願第 1 号 非核三原則の堅持及び平和外交の強化を求める請願を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

20 番 江原議員

江原議員／請願第 1 号 非核三原則の堅持及び平和外交の強化を求める請願書の紹介議員としての説明を申し上げます。

請願者は、明るい武雄市をつくる市民の会代表、宮後登氏でございます。

請願書の趣旨について申し上げたいと思います。

請願事項として、第1に非核三原則の堅持を強く求める。

2つ、国際法及び国連憲章に基づく平和外交を強化するよう求めるものであります。

請願の趣旨を申し上げさせていただきます。

戦後81年が過ぎ、日本は憲法の理念に基づき、平和国家として歩んできました。

しかし、世界では戦火が絶えず、力による平和の名の下に、軍備増強が進み、戦争の終結には至っていません。

これは力によって平和は構築できないことの証左ではないでしょうか。

今、大国による力の支配が広がっている国際情勢であるからこそ、日本は軍拡競争に巻き込まれることなく、核の抑止力に依存せず、法の支配の下、平和外交を強化すべきです。

それが世界平和、ひいては日本の安全と生存の保持に繋がるはずです。

日本政府は、年内とされる安全保障関連3文書改定において、米国の核抑止力の強化等を念頭に、非核三原則見直しを検討していることが報じられています。

また今年の2026年、防衛白書では、各国の人工知能や無人機を活用した、新しい戦い方へ対処すべく、防衛力の一層の強化と、変革を進めることが述べられています。

さらに殺傷能力のある武器の輸出解禁など、抑止力の向上を目指した、同盟国、同志国との連携強化を挙げています。

しかし、同盟国、同志国でない国との緊張関係は増し、これは日本国憲法が掲げる、全世界の国民が平和のうちに生存する権利に反し、市民の生命と生活を脅かすものと懸念します。

防衛力、抑止力に傾倒するのではなく、国際法及び国連憲章に基づく平和外交を強化する、まさに新しい外交が引き続き必要なのではないのでしょうか。

時間もありませんので、意見書案を裏に掲載させていただいております。

意見書案として、議員各位の御賛同をよろしくお願いしたいわけですので、読み上げて紹介に変えさせていただきます。

非核三原則。

核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずは、昭和42年に、当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年には、衆議院において、その遵守に言及した決議が可決されて以来、我が国の確固たる国是として位置づけられ、これまで歴代内閣も、これを一貫して堅持してきました。

我が国は世界唯一の戦争被爆国であり、広島、長崎の惨禍を二度と繰り返さないという決意の下、国際社会における平和と安全の維持、ひいては核兵器のない世界の実現に向けて、主導的な役割を果たすことが強く求められている。

本年1月には、被爆地である広島市議会において、この非核三原則の堅持を求める意見書が

全会一致で可決されるなど、地方自治体や国民の間からも、国是としての原則遵守を求める声が改めて上がっています。

武雄市は、平和首長会議の加盟都市であり、また、武雄市議会でも平成 18 年には、非核三原則の完全な遵守を求める非核平和の都市たることを宣言しています。

近年の緊迫する国際情勢や安全保障環境の変化の中にあっても、非核三原則は、我が国が平和国家として歩むべき根幹であり、いささかもおろそかにしてはならないものである。

よって、国においては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の住民を初めとする国民の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を将来にわたって、断固として堅持し、平和外交の強化こそ求められているのです。

要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書（案）を読み上げましたが、提出させていただきます。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げまして、請願の紹介議員としての説明を終わらせていただきます。

議長／請願第 1 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

8 番 毛利議員

毛利議員／今の御説明ですけど、本当に、戦後 81 年が過ぎ、日本国憲法の理念に基づき、平和国家として歩んできました。

本当に、まさにそうだと思いますけれども、そこで質問ですけども、高市総理が核を保有するという発言をされたのでしょうか。

私の記憶では、ないのですけれども、どうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議長／20 番 江原議員

江原議員／ちょっとお尋ねですけども、高市総理が核の使用をという文言がありましたかね。今、御質問にありました、高市総理が核兵器を。

それは私も認識はしていないですけど、今年の年末に、安保三文書の規定の中で、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという文言について検討されているということは私は認識しておりますので、高市総理が核兵器を持つというようなことについては私は認識しておりませんので。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

請願第 1 号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 29. 請願第 2 号 働く者の声を尊重した労働時間法制の実現と I L O 三者構成原則の堅持を求める意見書に関する請願を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

12 番 池田議員

池田議員／おはようございます。

請願第 2 号 働く者の声を尊重した労働時間法制の実現と I L O 三者構成原則の堅持を求める意見書に関する請願について、読み上げて説明とさせていただきます。

働き方改革関連法の施行から約 7 年が経過しましたが、その目的である、働く者一人一人の命と健康を守り、真の安全・安心につなげるという理念の実現は道半ばです。

現状、過労死はなくなっておらず、脳、心臓疾患及び精神障がいの労災請求件数は過去最多を記録しています。

現在、国において労働時間法制の見直し議論が進められていますが、持続可能な地域社会を維持するために今求められているのは、長時間労働につながりかねない規制緩和ではなく、誰もが安心・安全に働き、生活時間を確保できる労働時間規制の確立と生産性向上の両立です。

よって、政府に対し、労働者の命と健康、そして、権利を守る観点から下記の事項を速やかに履行するよう強く要望し、関係省庁へ意見書の提出を請願いたします。

請願内容については大項目のみ説明をさせていただきます。

- 1、働き方改革の定着、推進に向けた実効性のある法規制を実現すること。
- 2、長時間労働につながりかねない規制緩和は行うべきではないこと。
- 3、労働基準監督署における厳格な指導、監督は維持すべきこと。
- 4、労働政策決定における I L O 三者構成原則を堅持すること。

2026 年 9 月 11 日、請願者、佐賀市神野東 4 丁目 7 番 3 号、日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長、草場義樹、紹介議員、池田大生です。

議長／請願第 2 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

16 番 上田議員

上田議員／何点かお伺いをしたいと思います。

今日、議運で初めてこの請願を見させていただいて、そもそも労災請求に関して、いろいろちょっと限られた時間ではありますけど、私なりにもいろいろ調べておったところですが、この請願文書表の上から 5 行目のところで、脳、心臓疾患及び精神障がいの方の労災請求件数は過去最多を記録しているということが書いてありますけれども、具体的な数字をお示しいただければと思います。

議長／12 番 池田議員

池田議員／2025 年度での労災補償の請求件数は 6212 件でした。

前の年、年度から 1402 件増えております。

この時点で過去最多となっております。

また、2026 年の過労死等、脳、心臓疾患における労災補償請求件数は令和 7 年度公表分で 1254 件です。

議長／16 番 上田議員

上田議員／さすがですね、よく御存じで。

ちょっと、私も、朝ばたばたと調べたところで、その数字が出てきたところでありますけれども、先ほどおっしゃいましたけれども、その 6200 の大半は、その内訳、御存じですよ。

脳、心臓疾患はほぼ 1200 ぐらいですよ。

精神障がいが 5000 ぐらいありますよ。

その精神障がいの 5000 ぐらいの中のほとんどがハラスメントに関するものが多いかと思うわけですが、そのハラスメント関係が社内的なものであったり、取引先のことであつたりというような、そういう精神障がいが多々占めているようなんですけども、それを対策するような、1 から 4 まで下記に記載がされておりますけれども、どれか対策になるようなものがあるものなのか、まずそこをお伺いしたいと思います。

議長／12 番 池田議員

池田議員／ちょっと整理させてください。

1 から 4 の中で、その対策になるものがあるのかという御質問でよかったですか。

過労死をなくすための働き方改革の定着に向けた法規制を実現すること。

そして、長時間労働につながりかねない規制緩和は行わないべきでないというところが、長時間労働の助長につながらないための法規制を実現するという点で、これがまず第一の対策ですね。

また、その長時間労働と、それに労働基準監督署における厳格な指導、監督は維持すべきという部分は、対策につながってまいります。

議長／16 番 上田議員

上田議員／すみません、全然御理解をいただいてないようなんですけど。

精神障がいが大半を占めるというところの対策になっているのかというようなところをお伺いしたかったところです。

もう最後の質問になるので、そしたら、請願の中身の具体的なところでいうと、1 番の連続勤務規制の導入とか、勤務間インターバル制度の義務化というのを、これも具体的にはどういうイメージを持てばいいのかというところが聞きたいのと、あと、2 番については、労働時間の短縮と生産性の向上を両輪で進めるというのは、具体的にこれは、両輪で進めることをどのようなイメージを持ってこの請願を出されているのか。

3 番目に、労働者の健康確保とディーセント・ワーク、人間らしい生活を営むためとありますが、今では人間らしい生活になっていないのかというのが、ちょっと私の、この文章を読んで、個人的な感想があるんですけど、そこについての現状での認識をお伺いをしたいと思います。

議長／12 番 池田議員

池田議員／まず、連続勤務規制の導入、勤務間インターバル制度の義務化というものについて、連続勤務規制の導入ですね、これは今、月に 4 日、必ず休日を与えなければいけないようになっています。

月の初めに 4 日で、翌月の終了、月末に 4 日ですね。

そういう休日の与え方をすることも可能な状況の中を、規制をかけると。

この連続勤務の、それを防ぐための規制の導入ですね。

勤務間インターバルについては、必ず時間の、何時間空けなさいという規制を義務化させるということになります。

それで、ディーセント・ワークの部分ですね。

これは今、人間らしい生活をされていないじゃなくて、今、人間らしい生活を営むためのセーフティーネットを形骸化させないためなんです。

人間らしい生活を営んでいないという趣旨ではありません。

以上です。

後ほど詳細については、御報告をさせていただきます。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

請願第2号につきましては産業建設常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。